

沿岸広域振興局長告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年2月3日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

| 位 置 | 延長（メートル） | 幅員（メートル） | 指定年月日 |
|-----------------------------|----------|----------|------------|
| 上閉伊郡大槌町小鎚第23地割字寺野79番8及び79番9 | 27.15 | 4.00 | 平成29年1月18日 |

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。